みんなの市税



福岡市

大家的市税



福冈市

目　　次

1　個人の市民税
(1) 個人の市民税を納める外国人（納税義務者）　・・・・・　2
(2) 計算方法　・・・・・　2
(3) 個人の市民税の申告　・・・・・　3
(4) 納期と納付方法　・・・・・　3
(5) 外国人に対する課税所得の範囲について　・・・・・　4
(6) 租税条約について　・・・・・　4
(7) 日本国外居住者を扶養親族とするとき　・・・・・　5

2　固定資産税・都市計画税
(1) 固定資産税・都市計画税を納める外国人（納税義務者）　・・・・・　6
(2) 償却資産の申告　・・・・・　6
(3) 納期と納付方法　・・・・・　6

3　軽自動車税
(1) 軽自動車税を納める外国人（納税義務者）　・・・・・　7
(2) 軽自動車税の税率　・・・・・　7
(3) 軽自動車税の申告　・・・・・　9
(4) 納期と納付方法　・・・・・　9

4　市税の納付
(1) 納税管理人　・・・・・10
(2) 市税の納付場所・納付方法　・・・・・10
(3) 納期限までに市税を納めないとき　・・・・・11

5　税務証明　・・・・・12

6　税に関する問い合わせ先
(1) 市税に関する問い合わせ先　・・・・・13
(2) 国税に関する問い合わせ先　・・・・・15
(3) 県税に関する問い合わせ先　・・・・・16

目　　录

1　个人市民税
（1）需要缴纳个人市民税的外国人（纳税义务人）　・・・・・　2
（2）计算方法　・・・・・　2
（3）个人市民税的申报　・・・・・　3
（4）缴纳期限与缴纳方法　・・・・・　3
（5）外国人需要纳税的所得范围　・・・・・　4
（6）租税条约　・・・・・　4
（7）抚养的亲属是日本境外居住者　・・・・・　5

2　固定资产税与城市规划税
（1）需要缴纳固定资产税与城市规划税的外国人（纳税义务人）　・・・・・　6
（2）折旧资产的申报　・・・・・　6
（3）缴纳期限与缴纳方法　・・・・・　6

3　轻型机动车税
（1）需要缴纳轻型机动车税的外国人（纳税义务人）　・・・・・　7
（2）轻型机动车税的税率　・・・・・　7
（3）轻型机动车税的申报　・・・・・　9
（4）缴纳期限与缴纳方法　・・・・・　9

4　缴纳市税
（1）纳税管理人　・・・・・　10
（2）市税的缴纳场所和缴纳方法　・・・・・　10
（3）未在缴纳期限内缴纳市税时　・・・・・　11

5　税务证明　・・・・・　12

6　与税务相关的咨询单位
（1）关于市税的咨询单位　・・・・・　13
（2）关于国税的咨询单位　・・・・・　15
（3）关于县税的咨询单位　・・・・・　16

1　個人の市民税

個人の市民税は、福岡市に居住している方が、福岡市の行政サービスの費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うための市税です。個人の市民税は、広く均等に負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」があります。

また、福岡県には個人の県民税があり、申告と納税の手続きは、個人の市民税とあわせて福岡市に行うことになっています。個人の市民税と県民税をあわせて一般に住民税と呼んでいます。

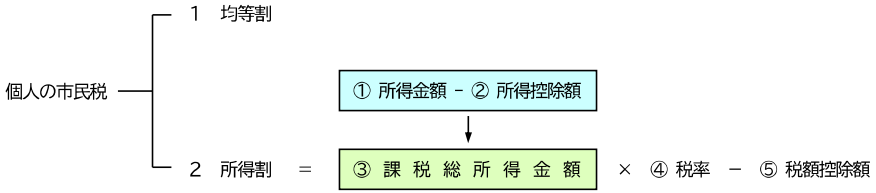
(1) 個人の市民税を納める外国人（納税義務者）

外国人についても、１月１日現在福岡市内に居住されている方は、個人の市民税が課税されます。

また、お住まいの区以外の区に、事務所、事業所または家屋敷を持っている場合には、事務所等が所在する区でも均等割のみが課税されます。

(2) 計算方法

個人の市民税は、次のように計算されます。



１、２、及び①～⑤は以下のとおりです。

１　均等割

年税額は、市民税 3,000 円（ほかに県民税 1,500 円）となっています。

※令和６年度から、森林環境税 1,000 円もあわせて課税されています。

２　所得割

所得割は、①所得金額から②所得控除額を差し引いた③課税総所得金額に、④税率を乗じて計算します。

① 所得金額

所得金額とは、前年の１月１日から 12 月 31 日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた額をいい、例えば給与所得については、その給与収入金額に応じて、給与所得控除額が定められており、収入金額から差し引くことになっています。

なお、外国人に対する課税所得の範囲については、居住形態とその期間により決定されますので、その内容についてはＰ４をご覧ください。

② 所得控除額

所得控除額とは、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮した一定の額を、その納税者の実状に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

③ 課税総所得金額

課税総所得金額とは、所得金額から所得控除額を差し引き、千円未満の端数を切り捨てた金額です。

④ 税率

所得割の税率は、市民税８％（県民税２％）となっています。

⑤ 税額控除額

配当所得や外国の源泉所得に対する二重課税を排除する趣旨で定められています。

1　个人市民税

个人市民税是居住在福冈市的人士根据各自的承担能力共同分担福冈市行政服务费用的一种市税。个人市民税分为大家均等负担的“均等应纳额”和根据上一年所得承担的“所得应纳额”。

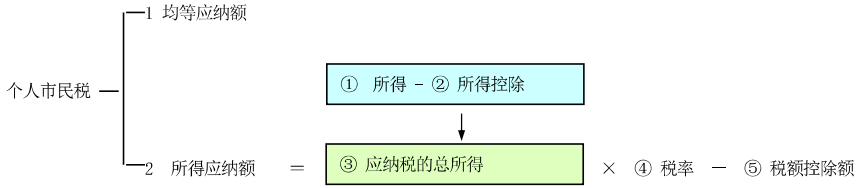
此外，福冈县还有个人县民税，应与个人市民税一起在福冈市办理申报和纳税的手续。一般将个人市民税和县民税统称为“住民税”。

(1) 需要缴纳个人市民税的外国人(纳税义务人)

即使是外籍人士，只要 1 月 1 日居住在福冈市内，也需要缴纳个人市民税。此外，如果在居住区以外的区拥有事务所、企业或房屋，那么还需要在事务所等所在的区缴纳“均等应纳额”。

(2) 计算方法

个人市民税按以下方法计算。



1、2、及①～⑤如下所示。

1　均等应纳额

一年的税额：市民税 3,000 日元(另外县民税 1,500 日元)。

※自 2024 年度起，同时征收森林环境税 1000 日元。

2　所得应纳额

所得应纳额是从①所得中控除②所得控除后得到③应纳税的总所得，再用③应纳税的总所得乘以④税率计算得出的。

①　所得

所得是指从上一年的 1 月 1 日到 12 月 31 日的收入中扣除为了获得该收入所需要的经费之后的金额。例如，工资所得就是从工资收入中控除根据收入金额规定的工资所得控除额后的金额。

另外，关于外国人需要纳税的所得范围，将根据其居住形态及时间而定，具体内容另见第 4 页。

②　所得控除

所得扣除额是在考虑纳税人是否有需要抚养的配偶或亲属、是否罹患疾病或受到灾害等个人原因后，为了实施与纳税人实际情况相符的税收负担，而从所得金额中扣除的一定金额。

③　应纳税的总所得

应纳税的总所得是指从所得中扣除所得控除后，并将不满一千日元的零头舍去后的金额。

④　税率

所得应纳额的税率为市民税 8%（县民税 2%）。

⑤　税额控除额

税额控除额是为了避免对分红和在外国的所得进行双重征税而设置的金额。

（3）個人の市民税の申告

１月１日現在で福岡市内に居住されている方は、その年の３月15日までに、１月１日現在の住所地の区役所に個人の市民税の申告をしていただかなければなりません。

ただし、次に該当する人は、申告の必要はありません。

○　前年中に所得がなかった人
○　前年中の所得が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
○　税務署に所得税の確定申告書を提出した人
○　前年中の所得が43万円以下の人

（4）納期と納付方法

市県民税の納税は、①普通徴収と②給与からの特別徴収、③公的年金からの特別徴収の３つの方法があります。

①　普通徴収

個人事業者や会社を退職し給与の支払いを受けていない場合は、区役所から送付した納税通知書（納付書）で、年４回（６月、８月、10月および翌年の１月）に分けて納期限までに納めていただくことになっています。

詳しい納付方法は、P10～11をご覧ください。

納期月	第１期	第２期	第３期	第４期
	６月	８月	１０月	１月

※納期限は月末です。納期限が、土曜日、日曜日、祝日にあたるときは、これらの日の翌日が納期限となります。

また、福岡市外へ転出したり、日本から出国される場合には、納税管理人を指定していただくか、残りの税額を納付して、納め忘れのないようにしてください。

②　給与からの特別徴収

会社の従業員などの場合には、給与の支払者を通じて税額の通知を行い、給与の支払者が６月から翌年の５月までの各月の給与から税額を差し引き、翌月に納めることになっています。

また、会社を退職したり、日本を出国される場合には、未納付の税額について、一括して給与から差し引くように給与支払者に申し出てください。

③　公的年金からの特別徴収

年度の初日（４月１日）現在、老齢基礎年金等の公的年金の支払いを受けている65歳以上の方で、かつ個人の市民税が課税となる場合は、公的年金等の所得に対する税額を、年金支払者が公的年金の支払額から引き去り、それをとりまとめて年金支給月の翌月の10日までに納めていただくことになっています。

なお、公的年金の所得以外に、給与や事業所得、不動産所得等がある場合は、その所得に対する税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収の方法で納めていただきます。

※　個人の住民税は所得が発生した翌年度に課税することになっていますので、出国後に個人の市民税が課税される場合があります。その場合は、納税管理人（詳しくはP10をご覧ください。）の選任が必要となりますので、出国前に区役所課税課にご確認ください。



（3）个人市民税的申报

1月1日居住在福冈市内的人士必须在该年的3月15日之前向1月1日居住地所在的区政府申报个人市民税。但是，符合下列条件的人士无需申报。

○　上一年无所得的人士
○　上一年的所得仅为工资，并由工作单位向市政府提交了工资支付报告书的人士
○　已向税务署提交了关于所得税的确定申报书的人士
○　上一年所得低于43万日元的人士

（4）缴纳期限与缴纳方法

市县民税的征收方法有三种：①普通征收、②从工资中扣除的特别征收、③从公共年金中扣除的特别征收。

①　普通征收

个体户或从公司辞职后不再领取工资的人士，请利用区政府寄出的纳税通知书（纳税单），每年分4次（分别为6月、8月、10月和次年1月）在规定的期限内缴纳税金。

详细缴纳方法请查看第10至11页。

缴纳月份	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月	8月	10月	1月

※缴纳期限到月底为止。缴纳期限适逢周六、周日、节假日时，则该日的次日为缴纳期限。

此外，迁出福冈市或离开日本时，请务必指定纳税代理人或一次性缴清剩余税款，以确保没有欠缴。

②　从工资中扣除的特别征收

由单位向公司职员等人士通知纳税金额，并由单位从6月至次年5月的工资中扣除该税额后，于次月缴纳。

另外，从公司辞职或离开日本时，请向单位申请，将未缴纳的税额从工资中一次性扣清。

③　从公共年金中扣除的特别征收

年度第一天（4月1日）正在领取老龄基础年金等公共年金的65周岁以上且需缴纳个人市民税的人士，由年金支付方从公共年金的支付额中扣除公共年金等所得产生的税额后，并统一在年金支付月的次月10日之前缴纳。

另外，除公共年金的所得以外，还有工资、事业收入、不动产所得等时，因这些所得产生的税额则可以按照从工资中扣除的特别征收或普通征收的方法缴纳。

※　因为本年度征收的个人市民税是根据上一年的所得金额计算，所以有可能在您离开日本之后也需要缴纳个人市民税。这种情况下，需要您选定纳税管理人（具体内容另见第10页），因此，请在离开日本前向区政府征税科进行确认。



(5) 外国人に対する課税所得の範囲について

外国人に対する課税所得の範囲は、居住形態により決定されます。居住形態は課税上、居住者と非居住者とに区分され、居住者はさらに非永住者と永住者に細分されます。

居住者 ： 日本国内に「住所」を有するか、又は現在まで引き続いて１年以上「居所」を有する人

（注） 一般的に、生活の本拠が日本にある場合には、日本に住所があるものとされ、住所はないが日本に滞在又は居住している場合には、日本に居所を有することになります。

○ 非永住者： 居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が５年以下である個人

○ 永住者 ： 非永住者以外の居住者

非居住 ： 居住者以外の人

● 居住形態に応じた課税所得の範囲を示すと下の表のようになります。

区分		課税範囲			
		国内源泉所得		国外源泉所得	
		国内支払	国外支払	国内支払	国外支払
居住者	非永住者	全額課税	全額課税	全額課税	国外で支払われるもののうち国内に送金されたとみなされる金額だけ課税（したがって、国外で支払われる所得のうち国外に保有される金額については課税されません。）
	永住者	全額課税	全額課税	全額課税	全額課税
非居住者		原則として課税		非課税	

(6) 租税条約について

日本国との間で、租税条約が締結されている国の人の場合には、その租税条約の定めるところにより、個人の市民税が軽減又は免除される場合があります。

また、外国政府職員、教授、留学生等の場合、個人の市民税を直接の対象としない租税条約を締結している国の人であっても、所得税が免除された所得については、個人の市民税も課税されません。

（5）外国人需要纳税的所得范围

外国人需要纳税的所得范围根据其居住形态而不同。征税时，将居住形态分为居住者和非居住者，居住者又进一步细分为非永住者和永住者。

居住者 ：在日本国内拥有“地址”或迄今为止连续 1 年以上有“住处”的人士

（注）一般来说，将生活中心放在日本的情况视为在日本有“地址”；虽然没有“地址”但在日本逗留或居住的情况视为在日本有“住处”。

○ 非永住者：属于居住者，但不持有日本国籍并于过去 10 年中在日本国内有“地址”或者有“住处”的时间合计为 5 年以下的个人

○ 永住者：非永住者以外的居住者

非居住者：居住者以外的人士

● 各居住形态下需要纳税的所得范围如下表所示。

类别		征税范围			
		源于日本国内的所得		源于日本国外的所得	
		日本国内支付	日本国外支付	日本国内支付	日本国外支付
居住者	非永住者	全额征收	全额征收	全额征收	对于在日本国外获得的收入，仅向被视为汇到日本国内的那部分收入征税（即、对于在日本国外获得的所得，对在国外保有的那部分收入不征税。
	永住者	全额征收	全额征收	全额征收	全额征收
非居住者		原则上征收		不征收	

(6) 租税条约

与日本签订了租税条约的国家的人士，根据该条约规定，有可能可以减少或免除个人市民税。

另外，对于外国政府职员、教授、留学生等，即使与该国缔结的租税条约不以个人市民税为直接对象，对被免除所得税的所得也不征收个人市民税。

（7）日本国外居住者を扶養親族とするとき

日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける場合は、申告の際に、下記の書類の添付又は提示が必要です。

＜扶養控除に係る確認書類＞

非居住者である親族の年齢等の区分		必要書類
30 歳未満又は 70 歳以上		親族関係書類（注１）、送金関係書類（注２）
30 歳以上 70 歳未満	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	親族関係書類（注１）、送金関係書類（注２）、留学ビザ等書類（注３）
	②障害者	親族関係書類（注１）、送金関係書類（注２）
	③あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	親族関係書類（注１）、38 万円送金書類（注４）
	（上記①～③以外の者）	（扶養控除の対象外）

＜配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除に係る確認書類＞

適用を受けようとする控除	必要書類
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類（注１）、送金関係書類（注２）
障害者控除	親族関係書類（注１）、送金関係書類（注２）

（注１）親族関係書類の例

（1）戸籍の附票の写しと日本国外に居住する親族の旅券（パスポート）の写し

（2）外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で日本国外に居住する親族が居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限ります。）

（注２）送金関係書類の例

金融機関への送金依頼書など日本国外に居住する親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを、必要の都度、行ったことを明らかにする書類

（注３）留学ビザ等書類の例

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した査証（ビザ）に類する書類や在留カードに相当する書類の写しで、留学をもってその外国に在留することにより国内に住所を有しなくなったことを証する書類

（注４）38 万円送金書類の例

注２の送金関係書類のうち、申告者から日本国外に居住する親族各人へのその年における支払の金額の合計額が 38 万円以上であることを明らかにする書類

（7）抚养的亲属是日本境外居住者

对居住在日本境外的亲属申请适用抚养控除等制度以及非课税限额制度时，需要提交或出示以下证明。

＜申请抚养控除所需的相关证明＞

亲属分类		相关证明
未满 30 周岁或者 70 周岁以上		亲属关系证明（注释 1）、汇款相关证明（注释 2）
30 周岁以上未满 70 周岁	①因出国留学而在国内不再有住所以及居所的人士	亲属关系证明（注释 1）、汇款相关文证明（注释 2）、留学签证等证明（注释 3）
	②残障人士	亲属关系证明（注释 1）、汇款相关证明（注释 2）
	③申请年度内从申请人处获得超过 38 万日元以上的生活费或者教育费的人士	亲属关系证明（注释 1）、38 万日元的汇款相关证明（注释 4）
	（以上①～③以外的人士）	（不属于抚养控除对象）

＜申请配偶控除、配偶特别控除以及残障人士控除所需的相关证明＞

控除类别	相关证明
配偶控除、配偶特别控除	亲属关系证明（注释 1）、汇款相关证明（注释 2）
残障人士控除	亲属关系证明（注释 1）、汇款相关证明（注释 2）

（注释 1）可以证明亲属关系的文件，例如：

（1） 户籍登记表的复印件和居住在日本国外的该亲属的护照复印件

（2） 外国政府或外国的地方公共团体出具的可以证明申请人与非日本国内居住者之间有亲属关系的文件（仅限记载了该亲属的姓名、地址及出生日期的文件。）

（注释 2）汇款相关证明，例如：

银行汇款单等可以清楚地证明申请人在每次有需要时都为居住在日本境外的亲属支付了生活费以及教育费的相关文件。

（注释 3）留学签证等证明，例如：

外国政府或者外国地方公共团体签发的类似签证或者相当于在留卡的文件复印件，证明因为留学居住在国外，且在国内不再有住所的文件。

（注释 4）38 万日元的汇款证明，例如：

注释 2 涉及的汇款相关资料可以明确地证明申报人在该税务年份向居住在日本境外的亲属支付的总金额达 38 万日元以上。

2　固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して、「固定資産」といいます。）を所有している方に、その固定資産の評価額に応じて課税されます。

都市計画税は、市街化区域内に土地・家屋を所有している方に課税される、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための税金です。

なお、固定資産税と都市計画税はあわせて納めていただくことになります。

※償却資産……事業のために用いることができる構築物、機械、車両、器具、備品など



(1) 固定資産税・都市計画税を納める外国人（納税義務者）

固定資産税・都市計画税を納める方は、毎年１月１日現在、福岡市内に固定資産を所有している方で、具体的には次のとおりです。

土　　地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家　　屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

※都市計画税を納める方は、市街化区域内に土地・家屋を所有している方です。

このように、固定資産税・都市計画税は、登記簿または課税台帳に登記、または登録されている方が納税義務者になります。

したがって、売買などによって固定資産の実際の所有者が新所有者に変わっていても、１月１日現在、まだ登記簿などの名義変更手続が完了していない場合は、旧所有者が納税義務者になります。

(2) 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年１月１日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。工場・商店などの設備や備品だけでなく、個人の方が貸駐車場・賃貸マンションなどに設置するフェンスなどの外構、舗装、駐車場設備も償却資産の申告対象です。

(3) 納期と納付方法

区役所や市役所から送付した納税通知書（納付書）で、年４回（４月、７月、12 月および翌年の２月）に分けて納期限までに納めていただくことになっています。詳しい納付方法は、P10～11 をご覧ください。

納期月	第１期	第２期	第３期	第４期
	４月	７月	１２月	２月



※納期限は月末です。（12 月は 28 日が納期限です。）納期限が、土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12/29～１/３）にあたるときは、これらの日の翌日が納期限となります。

また、福岡市外へ転出したり、日本から出国される場合には、納税管理人を指定していただくか、残りの税額を納付して、納め忘れのないようにしてください。

2　固定资产税与城市规划税

固定资产税是根据土地、房屋、折旧资产（这些统称为“固定资产”。）的评估额向拥有这些固定资产的人士征收的一种税目。

城市规划税是向在城市化地区拥有土地或房屋的人士征收的，用于城市规划及土地区划整理的税金。

此外，固定资产税与城市规划税需要一起缴纳。

※折旧资产……在业务中使用的构筑物、机器、车辆、器具、备品等



(1) 需要缴纳固定资产税与城市规划税的外国人（纳税义务人）

需要缴纳固定资产税与城市规划税的人士是指每年 1 月 1 日在福冈市内拥有固定资产的人士，具体如下所示。

土　　地	作为所有人在登记簿或土地补充征税底账中进行了登记或注册的人士
房　　屋	作为所有人在登记簿或房屋补充征税底账中进行了登记或注册的人士
折旧资产	作为所有人在折旧资产征税底账中进行了注册的人士

※城市规划税的纳税义务人是指在城市化区域内拥有土地或房屋的人士。

像这样，在登记簿或征税底账中进行了登记或注册的人士就是固定资产税与城市规划税的纳税义务人。

因此，即使固定资产的实际所有人因交易等发生了变更，如果在 1 月 1 日登记簿等的名义变更手续还未完成，则原所有人依然是纳税义务人。

(2) 折旧资产的申报

折旧资产的所有人必须就每年 1 月 1 日的资产情况等进行申报。除了工厂、商店等的设备、备件外，个人在出租停车场、出租公寓等中安装的栏杆等外部结构、铺装、停车场设备也都是折旧资产的申报对象。

(3) 缴纳期限与缴纳方法

请利用区政府或市政府邮寄的纳税通知书（纳税单），每年分 4 次（分别为 4 月、7 月、12 月和次年 2 月）在规定的期限内缴纳税金。

具体缴纳方法另见第 10～11 页。

缴纳月份	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	4 月	7 月	12 月	2 月



※缴纳期限到月底为止。（12 月的 28 日为缴纳期限。）缴纳期限适逢周六、周日、节假日或年末年初（12 月 29 日～1 月 3 日）时，则该日的次日为缴纳期限。

此外，迁出福冈市或离开日本时，请务必指定纳税代理人或一次性缴清剩余税款，以确保没有欠缴。

３　軽自動車税

（1）軽自動車税を納める外国人（納税義務者）

軽自動車税は、毎年４月１日現在、福岡市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。） を所有している方に課税されます。

※４月１日以降に名義変更した場合でも４月１日現在での所有者に課税されます。

（2）軽自動車税の税率

軽自動車税の税率は、軽自動車等の車種及び排気量等により次のとおり定められています。

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車			
車種・排気量の区分			税率（税額）
原動機付自転車	50cc（または 0.6kw）以下のもの（屋根付三輪※１及び特定小型原動機付自転車※２を含み、ミニカー※３を除く）		2,000 円
	二輪	50cc を超え、90cc 以下のもの（または 0.6kw を超え、0.8kw 以下のもの）	2,000 円
		125cc 以下、かつ最高出力 4.0kw 以下のもの	2,000 円
		90cc を超え、125cc 以下のもの（または 0.8kw を超え、1.0kw 以下のもの）	2,400 円
	三輪以上	20cc を超え、50cc 以下のもの（ミニカー※３）（または 0.25kw を超え、0.6kw 以下のもの）	3,700 円
二輪の軽自動車	125cc を超え、250cc 以下のもの（ボートトレーラー等の被けん引車※４を含む）		3,600 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400 円
	その他		5,900 円

※１　三輪の原動機付自転車で、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が 0.5m以下のもの

※２　外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下のすべてに該当するもの
①原動機の定格出力が 0.6kw 以下　②長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下　③最高速度 20km/h 以下

※３　三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるもの又は輪距が 0.5m を超えるもの
なお、三輪以上の原動機付自転車で、上記※２の①～③の要件に該当するものは、「特定小型原動機付自転車」とする。

※４　長さ 3.40m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.00m 以下のもの

3　轻型机动车税

（1）需要缴纳轻型机动车税的外国人（纳税义务人）

轻型机动车税是向每年 4 月 1 日在福冈市内有主要固定停放场所的小型摩托车、轻型机动车、小型特殊机动车及二轮小型机动车(这些统称为“轻型机动车等”。）的所有人征收的一种税目。

※即使在 4 月 1 日之后变更了所有人名义，也会向 4 月 1 日的所有人征税。

（2）轻型机动车税的税率

轻型机动车税的税率根据轻型机动车等的车型及排气量等规定如下。

小型摩托车、二轮轻型机动车、二轮小型机动车、小型特殊机动车			
车辆种类及排气量的分类			税率（税额）
小型摩托车	50cc（或 0.6kw）以下（包含三轮带棚机动车※1 以及特定小型机动车※2，微型机动车※3除外）		2,000 日元
	二轮	50cc 以上、90cc 以下（或者 0.6kw 以上、0.8kw 以下）	2,000 日元
		125cc 以下、且最大输出功率在 4.0kw 以下	2,000 日元
		90cc 以上、125cc 以下（或者 0.8kw 以上、1.0kw 以下）	2,400 日元
	三轮以上	20cc 以上、50cc 以下（迷你机动车※3）（或者 0.25kw 以上、0.6kw 以下）	3,700 日元
二轮轻型机动车	125cc 以上、250cc 以下（包含游艇拖车等被牵引车型※4）		3,600 日元
二轮小型机动车	250cc 以上		6,000 日元
小型特殊机动车	农耕作业用		2,400 日元
	其他		5,900 日元

※1　三轮的小型摩托车中，在车体构造上两侧配有开放式车厢，且轮距在 0.5m 以下的车辆。

※2　由外部电源所供电力为动力源，且符合以下所有条件的特定小型机动车。
①发动机的额定输出功率在 0.6kw 以下　②车长 1.9m 以下、车宽 0.6m 以下　③最高时速 20km 以下

※3　三轮以上的小型摩托车中，配有车厢或轮距超过 0.5m 的车辆。
另外，三轮以上的小型摩托车中，符合上述※2 中①～③项条件的属于“特定小型摩托车”。

※4　长 3.40m 以下、宽 1.48m 以下、高 2.00m 以下的车辆。

三輪以上の軽自動車						
車種・排気量の区分			税率（税額）			
			旧税率	標準税率	重課税率※５	軽課税率
			平成 27 年３月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成 27 年４月１日以降に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から 13 年を経過した車両	
三輪（660cc 以下）			3,100 円	3,900 円	4,600 円	下表のとおり
四輪以上（660cc 以下）	乗用車	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	
	貨物車	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	

※５ 令和８年度に重課税率となるのは、初度検査年月日が「平成 25 年３月」以前のもの。

一定の基準に該当する車両は、新規検査を受けた年度の翌年度課税分に限り、下表のとおり軽課税率が適用されます。

軽自動車の種別			軽課税率（税額）	
			令和 10 年３月 31 日までに最初の新規検査を受けた電気軽自動車・天然ガス軽自動車（概ね 75%軽減）	令和８年３月 31 日までに最初の新規検査を受けたガソリン車・ハイブリッド車（概ね 50%軽減）
三輪（660cc 以下）			1,000 円	2,000 円（乗用営業用のみ）
四輪以上（660cc 以下）	乗用車	営業用	1,800 円	3,500 円
		自家用	2,700 円	
	貨物車	営業用	1,000 円	
		自家用	1,300 円	

三轮以上的轻型汽车						
车辆种类及排气量的分类			税率（税额）			
			旧税率	标准税率	重课税率※5	轻课税率
			在 2015 年 3 月 31 日之前首次接受新车检查的车辆	在 2015 年 4 月 1 日之后首次接受新车检查的车辆	自首次接受新车检查后经过了 13 年的车辆	
三轮（660cc 以下）			3,100 日元	3,900 日元	4,600 日元	参照下表
四轮以上（660cc 以下）	汽车	营业用	5,500 日元	6,900 日元	8,200 日元	
		自家用	7,200 日元	10,800 日元	12,900 日元	
	货车	营业用	3,000 日元	3,800 日元	4,500 日元	
		自家用	4,000 日元	5,000 日元	6,000 日元	

※5 2026 年度的“重课税率”适用于首次检查日期为“2013 年 3 月”以前的车辆。

对于符合一定标准的车辆，仅限在首次接受新车检查后的第二年度适用下表所表示的“轻课税率”。

轻型机动车的种类			轻课税率（税额）	
			截止 2028 年 3 月 31 日首次接受新车检查的电动轻型汽车、天然气轻型汽车（节能减排约 75%）	截止 2026 年 3 月 31 日首次接受新车检查的汽油车、混合动力车（节能减排约 50%）
三轮（660cc 以下）			1,000 日元	2,000 日元（仅限搭乘营业用）
四轮以上（660cc 以下）	轿车	营业用	1,800 日元	3,500 日元
		自家用	2,700 日元	
	货车	营业用	1,000 日元	
		自家用	1,300 日元	

(3) 軽自動車税の申告

次の場合には軽自動車税に関する申告が必要になります。

○ 軽自動車等を購入、譲受けにより取得した場合
○ 廃車、売却、譲渡、盗難により喪失した場合
○ あなたの住所又は軽自動車等の定置場を変更した場合



申告場所は、次のとおりです。

○ 原動機付自転車（125cc 以下のバイク）・小型特殊自動車
　資産課税課軽自動車税係（博多区役所９階）（P15 参照）
○ 軽自動車（三・四輪）
　（一社）全国軽自動車協会連合会福岡事務所
　所在地：東区みなと香椎４丁目３番 16 号
　電話番号:092-410-8090
○ 二輪の軽自動車・二輪の小型自動車
　（一社）全国軽自動車協会連合会福岡事務所　千早分室
　所在地：東区千早３丁目 10 番 40 号　陸運会館２階
　電話番号：092-410-8090（福岡事務所の代表番号）

(4) 納期と納付方法

軽自動車税は、市役所から送付した納税通知書（納付書）により納期限までに納めていただくことになっています。
詳しい納付方法は、P10～11 をご覧ください。

納期月	５月

※納期限は月末です。納期限が、土曜日、日曜日、祝日にあたるときは、これらの日の翌日が納期限となります。

福岡市外へ転出したり、日本国外へ出国される場合には、必ず申告手続及び軽自動車税の納付を済ませ、納め忘れのないようにしてください。

(3) 轻型机动车税的申报

下列情况必须申报轻型机动车税。

○ 通过购买或接受转让而获得轻型机动车时
○ 因报废、出售、转让、被盗而不再持有轻型机动车时
○ 所有人的地址或轻型机动车等的停放场所发生变更时



申报场所如下：

○ 小型摩托车（125cc 及以下的摩托车）、小型特殊机动车
　资产课税课轻型机动车税组（博多区政府 9 楼）（参照第 15 页）
○ 轻型机动车（三轮、四轮）
　（一般社团法人）日本轻型机动车协会联合会福冈办事处
　地　　址:东区 MINATO 香椎 4 丁目 3-16
　电话号码：092-410-8090
○ 二轮轻型机动车二轮小型机动车
　（一般社团法人）日本轻型机动车协会联合会福冈办事处 千早分部
　地　　址:东区千早 3 丁目 10-40　陆运会馆 2 楼
　电话号码：092-410-8090（福冈办事处总机电话号码）

(4) 缴纳期限与缴纳方法

请利用市政府邮寄的纳税通知书（纳税单），在规定的期限内缴纳轻型汽车税。
具体缴纳方法另见第 10～11 页。

缴纳月份	5 月

※缴纳期限到月底为止。缴纳期限适逢周六、周日、节假日时，则该日的次日为缴纳期限。

迁出福冈市或离开日本时，请务必完成申报手续并缴清轻型机动车税，以确保没有欠缴。

4　市税の納付

市税は、納税者のみなさんが定められた期限（納期限）までに、自主的に納めていただくものです。区役所や市役所から送付される納税通知書に記載した納期限までに必ず納めてください。

また、福岡市から市外へ転出したり、日本から出国される場合には、納税管理人を指定してください。なお、日本から出国される場合は、残りの税額を納付していただき、納め忘れのないようにしてください。

(1) 納税管理人

市内に住所、居住、事務所又は事業所（以下「住所等」といいます。）を有していない市県民税、固定資産税・都市計画税等の納税義務者は、納税通知書等の受領、税額の納付など納税に関する事務処理をしてもらうため、納税管理人を定めることになっています。(納税管理人を定めなくても納付に支障がないことについて申請をし、認定を受けたときは定める必要はありません。)

この申告又は申請については、税目毎に異なりますので P13 の問い合わせ先をご覧ください。

(2) 市税の納付場所・納付方法

個人の市県民税の普通徴収分、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税の納付方法は、次の①～④のとおりです。

① **窓口で納める場合　【金融機関、コンビニエンスストアでの納付】**

福岡市内の銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、農業協同組合、漁業協同組合、コンビニエンスストアで納付することができます。

コンビニエンスストアではバーコードの印字がない納付書、１枚あたり３０万円を超える納付書、金額が修正された納付書では納付できません。

eL-QR が印字された納付書であれば、全国の eL-QR 対応金融機関で納付することができます。

② **スマートフォン決済アプリでの納付**

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字された eL-QR を読み込んでいただくと、納付することができます。

eL-QR の印字がない納付書、金額が修正された納付書では納付できません。

また、取扱い条件（上限金額等）は決済アプリごとに異なります。

対応する決済アプリ　３０種類（令和８年７月現在）

※対応する決済アプリは、「eL お支払サイト」にてご確認ください。

③ **eL お支払サイトを利用した納付　【クレジットカード、インターネットバンキングなどによる納付】**

eL-QR が印字された納付書であれば、スマートフォンやパソコンから eL お支払サイトにアクセスして、eL-QR を読み込んでいただくか、eL 番号を入力いただき、次のお支払い方法から選択して納付できます。

なお、取扱い条件（上限金額等）は、クレジット会社や金融機関によって異なります。

また、納付方法や金融機関によっては、利用料や手数料が加算される場合があります。

- クレジットカード（VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club）
 ※クレジットカードを利用する場合はシステム利用料がかかります。
 システム利用料は、最初の１万円までは 37 円（税別）、以降１万円ごとに 75 円（税別）が加算されます。
- インターネットバンキング
- 口座振替（ダイレクト方式で期日指定も可能）
- ペイジー番号発行

詳しい利用方法は、eL お支払サイトをご覧ください。

詳しくはこちら
eL お支払サイト
（利用者向けホームページ）

eL お支払サイトとは、ご自宅やオフィスに届く納付書に印刷された eL-QR や eL 番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけるサイトです。

4　市税的缴纳

市税应由全体纳税人在规定的期限（缴纳期限）内主动缴纳。

请务必在市政府或区政府寄送的纳税通知书指定的期限内缴纳税款。

此外，迁出福冈市或离开日本时，请务必指定纳税管理人。另外，离开日本时，请不要忘记缴清剩余税额。

(1) 纳税管理人

在市内没有地址、住处、事务所或企业（以下统称为“地址等”），但需要缴纳市县民税、固定资产税、城市规划税等的纳税义务人，为了更好的处理各项缴税实务，如领取纳税通知书、缴纳税金等，原则上应指定纳税管理人。（不指定纳税管理人也不妨碍纳税，在进行申请并通过审核后，则无需指定纳税管理人。）

各税目的相关申报或申请各不相同，请查看第 13 页的问讯处。

(2) 市税的缴纳场所和缴纳方法

普通征收的个人的市县民税、固定资产税、城市规划税、固定资产税（折旧资产）、轻型机动车税的纳税方法请参照以下①～④。

① **在窗口缴纳　【在金融机构及便利店缴纳】**

可以在福冈市内的银行、信托银行、信用金库、信用组合、邮储银行、农业生产合作社、渔业生产合作社及便利店缴纳。

不能在便利店缴纳没有打印条码的纳税单、1 张超过 30 万日元的纳税单以及金额被修改过的纳税单。

凡是印有 eL-QR 二维码的纳税单，均可在全国支持 eL-QR 二维码支付的金融机构办理缴纳。

② **使用智能手机的支付应用程序缴纳**

启动智能手机的支付应用程序，扫描纳税通知单上的 eL-QR 二维码或者条形码缴纳市税。

没有 eL-QR 二维码的纳税单、金额被修改过的纳税单不能通过智能手机支付应用程序缴纳。

此外，支付应用程序的支付条件（上限金额）各不相同，敬请注意。

可以使用的支付应用程序　30 款（截止 2026 年 7 月）

※请通过“地方税纳税网站”查看可以使用的支付应用程序。

③ **通过 eL 地方税支付网站缴纳【使用信用卡、网上银行等方式缴纳】**

如果是印有 eL-QR 二维码的纳税单，可以使用智能手机或电脑访问 eL 地方税支付网站，在读取 eL-QR 二维码或者输入 eL 号码后，从以下付款方式中选择缴纳方法。

另外，支付条件（上限金额等）因信用卡公司和金融机构而异。

根据缴纳方式和金融机构不同，也可能会额外收取使用费和手续费。

- 信用卡（VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club）
 ※使用信用卡需要支付系统使用费。系统使用费为最初的 1 万日元收费 37 日元（不含税），之后每支付 1 万日元另加收 75 日元（不含税）。
- 网上银行
- 账户汇款（通过银行账户汇款，并且可指定缴付日期）
- 发放 “即发即付号码”

有关利用方法的详细说明，请查看 eL 地方税支付网站。

读取二维码了解详情
eL 地方税纳税网站
（面向纳税人的网页）

eL 地方税纳税网站是利用纳税单上的 eL-QR 或 eL 号码，通过智能手机或电脑缴纳地方税的网站。

④　口座振替

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が市税を納期ごとに、あなたが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度です。口座振替を希望される場合は事前にお申込みが必要です。

申込方法は、以下のとおりです。

○　インターネットでの申し込み（市税インターネット口座振替受付サービス）

口座振替の申込手続き（新規・変更）をご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して申し込みができるサービスです。

申し込みができる金融機関や申し込み専用サイトについては、福岡市ホームページをご覧ください。

専用サイトへのアクセスはこちらから

○　金融機関の窓口での申し込み

口座振替依頼書を送付しますので福岡市税収納管理センターにご連絡ください。また、区役所納税課窓口等でも交付しています。

口座振替依頼書・納税通知書・通帳・金融機関お届け印をご持参のうえ金融機関窓口にてお申し込みください。

（3）納期限までに市税を納めないとき

○　延滞金

市税を納期限までに納めない場合、滞納となります。滞納になれば、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納めなくてはならなくなります。延滞金の計算方法については下記のとおりです。延滞金は、納期限の翌日から１ヵ月を過ぎる日までの期間は、延滞金特例基準割合（前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均利率の合計を 12 で除して得た割合として財務大臣が告示する割合に年１％を加えた割合）に年１％を加えた割合（年 7.3%が上限）、その後は延滞金特例基準割合に年 7.3%を加えた割合（年 14.6%が上限）で計算されます。

＜延滞金の割合＞

期間	納期限の翌日から１か月を経過するまでの期間	納期限の翌日から１か月を経過した日から納付した日までの期間
令和８年１月１日以降	2.8%	9.1%

○　滞納処分

福岡市では、滞納者が単なる不注意や何らかの事情により、納付できなかったときのことを考慮して催告書を送付したり、電話や訪問したりして納付を促しています。

しかし、それでもまだ納税されない場合には、納期限までに納めた納税者との公平を保つため、また、市税を確保するために、やむを得ず財産（給与、預貯金、不動産、動産など）を差し押さえることになります。

そして、その後も特別な理由もなく滞納を続けられた場合は、その差し押さえた財産を公売に付し、滞納市税にあてることになります。

④ 账户转账

账户转账即金融机构代替您在每个市税缴纳期限内，从您指定的储蓄账户等自动划扣税款的纳税方式。

如果希望利用账户转账纳税，请事先办理申请手续。

申请方法如下：

读取二维码链接专用网站

○ 通过互联网办理申请（市税互联网账户转账受理服务）

您可以使用家用电脑、智能手机或平板设备，通过互联网办理账户转账的开通手续或变更手续。

请在福冈市官网查看可以受理互联网申请的金融机构以及专用网站。

○ 在金融机构的服务窗口办理申请

请致电福冈市税收纳管理中心，我们将为您邮寄《账户转账申请表》。您也可以在区政府的纳税课窗口等领取《账户转账申请表》。

请携带《账户转账申请表》、《纳税通知单》、存折、金融机构登记印章，前往金融机构的服务窗口办理申请。

（3）未在缴纳期限内缴纳市税

○ 滞纳金

如果未在缴纳期限内缴纳市税，就是欠税。如果欠税，则除了本来应缴纳的税额外，还必须缴纳滞纳金。滞纳金的计算方法如下所示。缴纳期限次日起的 1 个月内，按照滞纳金特例基准比例（由财务大臣公告的、作为前年 9 月至去年 8 月各月的银行新的短期贷款协议平均利率的总和除以 12 后所得的比例，加年 1%的比例）加年 1%的比例（上限为年 7.3%）计算滞纳金，之后按照滞纳金特例基准比例加 7.3%的比例（上限为年 14.6%）计算。

〈滞纳金的比例〉

期间	缴纳期限次日起的 1 个月内	缴纳期限次日起的 1 个月后
2026 年 1 月 1 日以后	2.8%	9.1%

○ 欠税处分

考虑到欠税人因疏忽或其他原因等而未能缴纳，福冈市会采取邮寄催缴通知、或者打电话、登门拜访的方式催促缴纳。

即便如此仍不纳税的，为了保证与在缴纳期限内纳税的纳税人的公平性和市税来源，福冈市将不得不扣押欠税人的财产（工资、存款、不动产、动产等）。

此后，在没有特殊理由的情况下仍继续欠税的，将拍卖所扣押的财产，以充作拖欠的市税。

5　税務証明

所得証明書などの税務証明書が必要な場合は、本人確認書類（在留カード、マイナンバーカードなど）をご持参のうえ各区役所納税課等（P13～15 参照）へおこしください。

なお、コンビニエンスストア等のマルチコピー機からの取得、オンラインや郵送で申請し郵送で受け取りをする事もできます。

＜税務証明の一例＞

名称	証明内容	手数料
市県民税課税・非課税証明書（所得証明書）※	個人市県民税の課税額や所得額等	1 件 300 円 コンビニ・オンラインの場合は、1 件 250 円
納税証明書 ※	市税の課税額、納税額等 ※コンビニでは、個人市県民税分のみ発行できます。	1 件 300 円 コンビニ・オンラインの場合は、1 件 250 円
軽自動車税（継続検査用）納税証明書	軽自動車税の滞納の有無 （軽自動車の車検の際に必要な証明書）	無料

※代理人（ご家族の方を含む）が交付を受ける場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

必要な証明書の種類・年度・通数については、提出先へご確認ください。
（例：ビザ更新→出入国在留管理局等）

詳しい利用方法は、福岡市ホームページをご覧ください。

税務証明コンビニ交付

税務証明　オンライン申請

5　税务证明

需要开具《所得证明》等税务证明时，请携带可以确认本人身份的证件（在留卡、个人编号卡等）前往各区政府的纳税课（参照第 13～15 页）办理。

也可以通过便利店等设施的多功能复印机获取税务证明。还可以在线或邮寄申请后，通过信件获取税务证明。

（税务证明事例）

名称	证明内容	手续费
市县民税征税、非征税证明（所得证明）※	个人市县民税的征税额及所得额等	1 份 300 日元 便利店以及在线申请　1 份 250 日元
纳税证明 ※	市税的征税额、纳税额等 ※便利店只能发行个人市县民税的纳税证明。	1 份 300 日元 便利店以及在线申请 1 份 250 日元
轻型机动车税（继续检查时用）纳税证明	是否拖欠轻型机动车税 （轻型机动车车检时所需证明）	免费

※由代理人（包括亲属）办理时，需要委托书和可以确认代理人身份的证件。

请向提交单位确认您需要的证明的种类、年度、份数。
（例：签证更新→出入国在留管理局等）

详情请查看福冈市政府官网。

税务证明 便利店交付

税务证明 在线申请

6　税に関する問い合わせ先

市税に関するお問い合わせやご相談は、区役所・市役所の担当課（係）までご連絡ください。
また、外国語で相談したい方は、区役所共通外国語専用ダイヤル（℡：092-753-6113）にご連絡ください。

（1）市税に関する問い合わせ先

【市役所の窓口】

お尋ねになりたいこと	担当課（係）	
・個人市県民税の申告・課税、納税管理人の申請	①市民税係	各区課税課
・固定資産税・都市計画税（土地）の課税、納税管理人の申請	②固定資産税　土地係	
・固定資産税・都市計画税（家屋）の課税、納税管理人の申請	③固定資産税　家屋係	
・個人市県民税（普通徴収）や固定資産税、軽自動車税の納税相談	④各区納税課	
・市税に関する証明の発行・交付	⑤管理係 ※証明発行コーナー係 （博多区）	各区納税課 各出張所 天神証明サービスコーナー 千早証明サービスコーナー
・市税の口座振替の手続き ・クレジットカード納付（口座振替からの変更）	⑥管理調整係	福岡市税収納管理センター （納税管理課内）
・過誤納金の還付	⑦収納管理係 ⑧法人収納管理係	
・個人市県民税（特別徴収）や法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税等の納税相談	⑨法人係	特別滞納整理課
・特別徴収される個人市県民税の会社からの手続き	⑩特別徴収係	法人税務課
・法人市民税の課税、納税管理人の申請	⑪法人市民税係	
・事業所税の課税、納税管理人の申請	⑫事業所税係	
・宿泊税、たばこ税、入湯税の課税、納税管理人の申請	⑬宿泊税係	
・固定資産税（償却資産）の課税、納税管理人の申請	⑭償却資産係	資産課税課
・軽自動車税の課税	⑮軽自動車税係	
・本紙についてのお問い合わせ	⑯税制課	

【各区役所及び市役所（本庁）の連絡先】

区名	課・係名		電話番号	FAX 番号	E メール	所在地
東区	課税課	①市民税係	092-645-1026	092-632-4970	kazei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8653 東区箱崎 ２丁目54番１号
		②固定資産税 土地係	092-645-1031			
		③固定資産税 家屋係	092-645-1033			
	納税課	④納税課	092-645-1022		nozei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理係	092-645-1021			
東区　千早証明サービスコーナー			092-674-3983	092-674-3974		〒813-0044 東区千早 ４丁目21番45号 (なみきスクエア1階)

6　与税务相关的咨询单位

有关市税的咨询和协商，请联系区政府或市政府的相关部门。
此外，想使用外语咨询的人士，请拨打**各区政府通用外语专用电话（电话号码：092-753-6113）。**

（1）关于市税的咨询单位

【市政府的窗口】

想要咨询的事项	经办课（组）	
・个人市县民税的申报、纳税、申请纳税管理人	①市民税组	各区征税课
・固定资产税、城市规划税（土地）的纳税、申请纳税管理人	②固定资产税　土地组	
・固定资产税、城市规划税（房屋）的纳税、申请纳税管理人	③固定资产税　房屋组	
・个人市县民税（普通征收）、固定资产税、轻型机动车税的纳税咨询	④各区纳税课	
・市税相关证明的发行、交付 （博多区在证明发放服务台办理）	⑤管理组 ※开具证明专用服务台 （博多区）	各区纳税课 各办事处 天神开具证明服务台 千早开具证明服务台
・市税转账手续 ・信用卡缴纳（从转账变更为用信用卡缴纳）	⑥管理调整组	福冈市税收纳管理中心（纳税管理课内）
・退还错缴、多缴的税金	⑦收纳管理组 ⑧法人收纳管理组	
・个人市县民税（特别征收）、法人市民税、企业税、市香烟税、入浴税等的纳税咨询	⑨法人组	特别滞纳整理课
・企业办理属于特别征收的个人市县民税的手续	⑩特别征收组	法人税务课
・法人市民税的纳税、申请纳税管理人	⑪法人市民税组	
・企业税的纳税、申请纳税管理人	⑫企业税组	
・住宿税、香烟税、入浴税的纳税、申请纳税管理人	⑬住宿税组	
・固定资产税（折旧资产）的纳税、申请纳税管理人	⑭折旧资产组	资产征税课
・轻型机动车税的纳税	⑮轻型机动车税组	
・关于本刊的咨询	⑯税制课	

【各区政府及市政府（总厅）的联系方式】

区名	课/组名		电话号码	传真号码	电子邮件	地址
东区	征税课	①市民税组	092-645-1026	092-632-4970	kazei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	邮编 812-8653 东区箱崎 2 丁目 54 番 1 号
		②固定资产税 土地组	092-645-1031			
		③固定资产税 房屋组	092-645-1033			
	纳税课	④纳税课	092-645-1022		nozei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理组	092-645-1021			
东区　千早开具证明服务台			092-674-3983	092-674-3974		邮编 813-0044 东区千早 4 丁目 21 番 45 号 （NAMIKI SQUARE 1 楼）

区名	課・係名		電話番号	FAX 番号	E メール	所在地
博多区	課税課	①市民税係	092-419-1027	092-476-5188	kazei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8512 博多区博多駅前 ２丁目８番１号
		②固定資産税 土地係	092-419-1032			
		③固定資産税 家屋係	092-419-1034			
	納税課	④納税課	092-419-1023		nozei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理係	092-419-1022			
		⑤証明発行 コーナー係	092-402-0799	092-402-1190		
中央区	課税課	①市民税係	092-718-1038	092-714-4231	kazei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8622 中央区大名 ２丁目５番31号
		②固定資産税 土地係	092-718-1045			
		③固定資産税 家屋係	092-718-1047			
	納税課	④納税課	092-718-1028		nozei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理係	092-718-1049			
中央区 天神証明サービスコーナー			092-733-5222	092-733-5224		〒810-8620 中央区天神 １丁目８番１号 福岡市役所１階 （情報プラザ内）
南区	課税課	①市民税係	092-559-5041	092-511-3652	kazei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	〒815-8501 南区塩原 ３丁目25番１号
		②固定資産税 土地係	092-559-5051			
		③固定資産税 家屋係	092-559-5053			
	納税課	④納税課	092-559-5169		nozei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理係	092-559-5031			
城南区	課税課	①市民税係	092-833-4032	092-841-2145	kazei.JWO@city.fukuoka.lg.jp	〒814-0192 城南区鳥飼 ６丁目１番１号
		②固定資産税 土地係	092-833-4036			
		③固定資産税 家屋係	092-833-4038			
	納税課	④納税課	092-833-4026		nozei.JWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理係	092-833-4024			
早良区	課税課	①市民税係	092-833-4320	092-841-2185	kazei.SWO@city.fukuoka.lg.jp	〒814-8501 早良区百道 ２丁目１番１号
		②固定資産税 土地係	092-833-4326			
		③固定資産税 家屋係	092-833-4328			
	納税課	④納税課	092-833-4317		nozei.SWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理係	092-833-4318			

区名	课/组名		电话号码	传真号码	电子邮件	地址
博多区	征税课	①市民税组	092-419-1027	092-476-5188	kazei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp	邮编 812-8512 博多区博多站前２丁目８番１号
		②固定资产税 土地组	092-419-1032			
		③固定资产税 房屋组	092-419-1034			
	纳税课	④纳税课	092-419-1023		nozei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理组	092-419-1022			
		⑤证明发放 服务台组	092-402-0799	092-402-1190		
中央区	征税课	①市民税组	092-718-1038	092-714-4231	kazei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	邮编 810-8622 中央区大名２丁目５番31号
		②固定资产税 土地组	092-718-1045			
		③固定资产税 房屋组	092-718-1047			
	纳税课	④纳税课	092-718-1028		nozei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理组	092-718-1049			
中央区 天神开具证明服务台			092-733-5222	092-733-5224		邮编 810-8620 中央区天神１丁目８番１号 福冈市政府１楼 （资讯广场内）
南区	征税课	①市民税组	092-559-5041	092-511-3652	kazei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	邮编 815-8501 南区盐原３丁目25番１号
		②固定资产税 土地组	092-559-5051			
		③固定资产税 房屋组	092-559-5053			
	纳税课	④纳税课	092-559-5169		nozei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理组	092-559-5031			
城南区	征税课	①市民税组	092-833-4032	092-841-2145	kazei.JWO@city.fukuoka.lg.jp	邮编 814-0192 城南区鸟饲６丁目１番１号
		②固定资产税 土地组	092-833-4036			
		③固定资产税 房屋组	092-833-4038			
	纳税课	④纳税课	092-833-4026		nozei.JWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理组	092-833-4024			
早良区	征税课	①市民税组	092-833-4320	092-841-2185	kazei.SWO@city.fukuoka.lg.jp	邮编 814-8501 早良区百道２丁目１番１号
		②固定资产税 土地组	092-833-4326			
		③固定资产税 房屋组	092-833-4328			
	纳税课	④纳税课	092-833-4317		nozei.SWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理组	092-833-4318			

区名	課・係名		電話番号	FAX 番号	E メール	所在地
西区	課税課	①市民税係	092-895-7017	092-883-8565	kazei.NWO@city.fukuoka.lg.jp	〒819-8501 西区内浜 １丁目４番１号
		②固定資産税 土地係	092-895-7019			
		③固定資産税 家屋係	092-895-7021			
	納税課	④納税課	092-895-7014		nozei.NWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理係	092-895-7013			

課・係名		電話番号	FAX 番号	E メール	所在地
納税管理課 （福岡市税収納管理センター）	⑥管理調整係	092-292-2093	092-292-4112	nozeikanri.FB@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8512 博多区博多駅前 ２丁目８番１号 （９階）
	⑦収納管理係				
	⑧法人収納 管理係	092-292-1994			
福岡市税証明郵送請求センター		092-292-2069		zeisyomeiyuso@city.fukuoka.lg.jp	
特別滞納 整理課	⑨法人係	092-292-3124		stainoseiri.FB@city.fukuoka.lg.jp	
法人税務課	⑩特別徴収係	092-292-3259	092-292-4173	hojinzeimu.FB@city.fukuoka.lg.jp	
	⑪法人市民税係	092-292-3249			
	⑫事業所税係	092-292-2486			
	⑬宿泊税係	092-292-2496			
資産課税課	⑭償却資産係	092-292-2479	092-292-4187	shisankazei.FB@city.fukuoka.lg.jp	
	⑮軽自動車税係	092-292-1604			
⑯税制課		092-711-4202	092-733-5598	zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8620 中央区天神 １丁目８番１号

(2) 国税に関する問い合わせ先（所得税、法人税、消費税など）

※国税庁ホームページ：https://www.nta.go.jp/

名称	電話番号	所在地	管轄区域
福岡国税局	092-411-0031	812-8547　博多区博多駅東２丁目 11 番１号	
福岡税務署	092-771-1151	810-8689　中央区天神４丁目８番 28 号	中央区、南区
西福岡税務署	092-843-6211	814-8602　早良区百道１丁目５番 22 号	城南区、早良区、西区
博多税務署	092-641-8131	812-8706　東区馬出１丁目８番１号	博多区、東区 (香椎税務署管轄内を除く)
香椎税務署	092-661-1031	813-8681　東区千早６丁目２番１号	東区の一部

区名	课/组名		电话号码	传真号码	电子邮件	地址
西区	征税课	①市民税组	092-895-7017	092-883-8565	kazei.NWO@city.fukuoka.lg.jp	邮编 819-8501 西区内滨１丁目４番１号
		②固定资产税 土地组	092-895-7019			
		③固定资产税 房屋组	092-895-7021			
	纳税课	④纳税课	092-895-7014		nozei.NWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤管理组	092-895-7013			

课/组名		电话号码	传真号码	电子邮件	地址
纳税管理课 （福冈市税 收纳管理中心）	⑥管理调整组	092-292-2093	092-292-4112	nozeikanri.FB@city.fukuoka.lg.jp	邮编 812-8512 博多区博多站前 ２丁目８番１号 （９楼）
	⑦收纳管理组				
	⑧法人收纳 管理组	092-292-1994			
福冈市纳税证明邮寄发放中心		092-292-2069		zeisyomeiyuso@city.fukuoka.lg.jp	
特别滞纳 整理课	⑨法人组	092-292-3124		stainoseiri.FB@city.fukuoka.lg.jp	
法人税务课	⑩特别征收组	092-292-3259	092-292-4173	hojinzeimu.FB@city.fukuoka.lg.jp	
	⑪法人市民税组	092-292-3249			
	⑫企业税组	092-292-2486			
	⑬住宿税组	092-292-2496			
资产征税课	⑭折旧资产组	092-292-2479	092-292-4187	shisankazei.FB@city.fukuoka.lg.jp	
	⑮轻型 机动车税组	092-292-1604			
⑯税制课		092-711-4202	092-733-5598	zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp	邮编 810-8620 中央区天神１丁目 ８番１号

(2) 关于国税的咨询单位（所得税、法人税、消费税等）

※国税厅网页：https://www.nta.go.jp/

名称	电话号码	地址	辖区
福冈国税局	092-411-0031	812-8547　博多区博多站东２丁目 11 番１号	
福冈税务署	092-771-1151	810-8689　中央区天神４丁目８番 28 号	中央区、南区
西福冈税务署	092-843-6211	814-8602　早良区百道１丁目５番 22 号	城南区、早良区、西区
博多税务署	092-641-8131	812-8706　东区马出１丁目８番１号	博多区、东区 （香椎税务署辖区除外）
香椎税务署	092-661-1031	813-8681　东区千早６丁目２番１号	东区的一部分

(3) 県税に関する問い合わせ先（自動車税、事業税など）

※福岡県ホームページ：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/

名称	電話番号	所在地	管轄区域
福岡県税務課	092-643-3062	812-8577　博多区東公園７番７号	
博多県税事務所	092-260-6001	812-8542　博多区博多駅東１丁目17番１号 （コネクトスクエア博多２F・３F）	博多区、南区
東福岡県税事務所	092-641-0201	812-8543　東区箱崎１丁目18番１号	東区
西福岡県税事務所	092-735-6141	810-8515　中央区赤坂１丁目８番８号	中央区、城南区、 早良区、西区

発行：2026年10月

(3) 关于县税的咨询单位（机动车税、事业税等）

※福冈县网页：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/

名称	电话号码	地址	辖区
福冈县税务课	092-643-3062	812-8577　博多区东公园７番７号	
博多县税事务所	092-260-6001	812-8542　博多区博多站东１丁目17番１号 （CONNECT SQUARE 博多２楼、３楼）	博多区、南区
东福冈县税事务所	092-641-0201	812-8543　东区箱崎１丁目18番１号	东区
西福冈县税事务所	092-735-6141	810-8515　中央区赤坂１丁目８番８号	中央区、城南区、早良区、 西区

发行日期：2026年10月